

## 議第75号

### 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

#### 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「680」を「730」に、「860」を「920」に、「930」を「990」に、「1,220」を「1,300」に改め、別表第2項の表中「3,970」を「4,250」に、「490」を「520」に、「4,900」を「5,200」に、「5,940」を「6,350」に、「730」を「780」に、「7,300」を「7,800」に改め、別表第3項第1号の表中「3,090」を「3,300」に、「3,830」を「4,100」に、「4,710」を「5,040」に、「6,180」を「6,610」に、「6,920」を「7,400」に、「7,800」を「8,340」に、「9,280」を「9,920」に改め、同項第2号の表中「240」を「260」に、「380」を「410」に、「540」を「580」に改め、別表第4項の表中「1,610」を「1,720」に、「2,340」を「2,500」に、「3,090」を「3,300」に改め、別表第5項の表中「1,480」を「1,580」に、「300」を「320」に、「1,730」を「1,850」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。